



文京区
シンボルマーク



区報 ふんきょう

文京区子育て支援計画「中間のまとめ」特集号

令和元年 (2019) **12/5**

発行/文京区
編集/子ども家庭部子育て支援課
〒112-8555 文京区春日1-16-21

代表 ☎ **(3812) 7111**
<https://www.city.bunkyo.lg.jp/>

▲区制70周年を契機に
制定した区のシンボル
マークです。

文京区子育て支援計画「中間のまとめ」の概要をお知らせします

区では、現在、子どもと家庭を取り巻く環境変化や多様化する子育てニーズを踏まえ、今後5年間(令和2~6年度)の子育て支援施策の方向性を明らかにし、施策を総合的に推進するため「文京区子育て支援計画」の策定を進めています。

このたび、公募区民、関係団体の代表者、学識経験者から構成される「文京区子ども・子育て会議」及び「文京区地域福祉推進協議会」での検討状況を踏まえ、「中間のまとめ」を作成しました。本特集号でその概要をお知らせするとともに、広く区民の皆さんからのご意見を募集します。



策定の性格・構成

本計画は、本区の福祉保健を推進するための基本となる総合計画である「地域福祉保健計画」の分野別計画の1つであると同時に、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく文京区の行動計画としての性格も併せもちます。

また、本計画は、子ども・子育て支援法第61条に定める市町村子ども・子育て支援事業計画としての性格も併せもつものです。

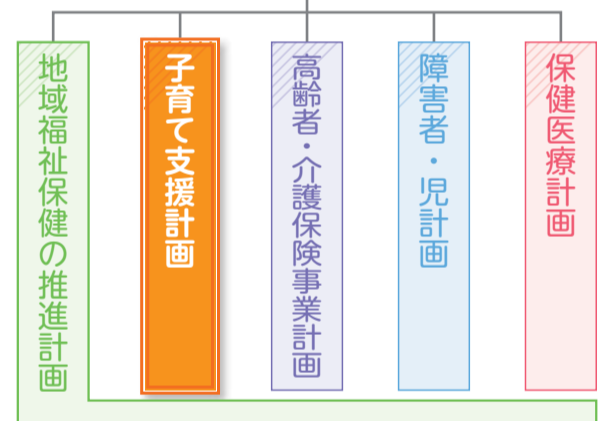
地域福祉保健計画における分野別計画は、「子育て支援計画」、「高齢者・介護保険事業計画」、「障害者・児計画」、「保健医療計画」及び「地域福祉保健の推進計画」の5分野で構成しています。

法律に基づく計画名	根拠法令	本区における計画名
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法 第8条	子育て支援計画
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法 第61条	

文京区地域福祉保健計画総論(第I部)

分野別計画

(第II部~第VI部)



区民説明会の開催

※ 当日直接会場へお越しください。
各会場での説明内容は同様です。

月日	時間	会場	定員	保育受付締切
12/15(日)	10:30~12:00	シビックセンター 地下1階アカデミー文京 学習室 (春日1-16-21)	各回 30人 程度	12/12(木) 16:00
12/19(木)	18:30~20:00	シビックセンター 5階会議室A (春日1-16-21)		12/17(火) 16:00



※当日は、保育(4か月以上就学時未満)を実施します。
希望者は上記の締め切り日時までに電話で下記へ。

問い合わせ・
意見提出先

子ども家庭部子育て支援課
〒112-8555 文京区春日1-16-21
文京シビックセンター5階 南側
☎ (5803)1256 FAX (5803)1345



皆さんのご意見をお寄せください

期限：令和2年1月6日(月)

区民の皆さんのご意見を踏まえて、子ども・子育て会議等で検討を行い、2年3月を目途に計画を策定していきます。「文京区子育て支援計画(中間のまとめ)」は、行政情報センター(シビックセンター2階)のほか、地域活動センター、図書館・図書室でご覧になれます。また、区のホームページにも掲載しています。



提出方法

この特集号に掲載したはがき(1面・2面)又はFAX、メールなどで期限までに子育て支援課宛てにお送りください。

※いただいたご意見等に対する個別の回答はしませんが、意見等の集計がまとまり次第、個人情報を除き区のホームページ等で公表します。

☆区報特集号は、新聞(朝日新聞・読売新聞・毎日新聞・産経新聞・東京新聞・日本経済新聞)折込で区内世帯に配布しています。そのほか、地域活動センターや図書館などの区施設で配布しています。



料金受取人払郵便

小石川局
承 認
9085

差出有効期限
令和2年
1月6日まで
(切手不要)

郵便はがき

1128711
006

文京区子ども家庭部
子育て支援課
行

文京区春日一丁目十六番二十一号

点線に沿ってお切りください



住所 (所在地)	
氏名 (名称)	

計画の目的

我が国では、少子高齢化が進行し続ける中、人口減少社会に移行しており、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。女性の社会進出を後押しする施策も増える中、多様な働き方を選択できる社会を実現していく働き方改革も進められていますが、子育て世帯においてワーク・ライフ・バランスを実現することは容易ではありません。このような中、子どもの視点を忘れず、子どもの人権を守り、子どもを第一に考えた子育て支援が大切です。

これらを踏まえ、区では、地域福祉保健計画の分野別計画の1つとして「子育て支援計画」(平成27年度～31年度)を策定しており、「市町村次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」を内包し、一体的な計画としています。

この計画期間中、認可保育所・小規模保育事業等の大幅な拡充、育成室の整備を進め、待機児童解消に努めてきましたが、今後は、量的拡充のみならず、これまで行ってきた質の確保に向けた取組を一層強化していく必要があります。

また、計画初年度の平成27年度には、新しい教育センターと青少年プラザ(b-lab)、文京総合福祉センターを開設し、児童発達支援センターの設置、文京版スターティング・ストロング・プロジェクトや子どもショートステイ・トワイライトステイ等の新規事業の立ち上げなど各種サービスを開始しており、実績の増加に対応しつつ、運用上の改善を図ってまいりました。同じく平成27年度から文京区版ネウボラ事業を開始したことにより、切れ目ない支援に取り組んでおり、子ども家庭支援センターや教育センターなどの関係機関との連携を深めています。

そして、この計画期間中には、子どもに関する様々な制度変化もありました。平成28年6月の児童福祉法の改正では、特別区に児童相談所を設置することが可能となり、本区においても開設に向けた準備を進めております。また、令和元年6月には、児童虐待防止の強化を図るため関連法が改正されました。このほか、令和元年には、5年目を迎えた「子どもの貧困対策に関する大綱」が見直されています。

また、区では、年少人口と子育て世帯が増え続け、しばらくこの傾向が続くものと見込んでいます。

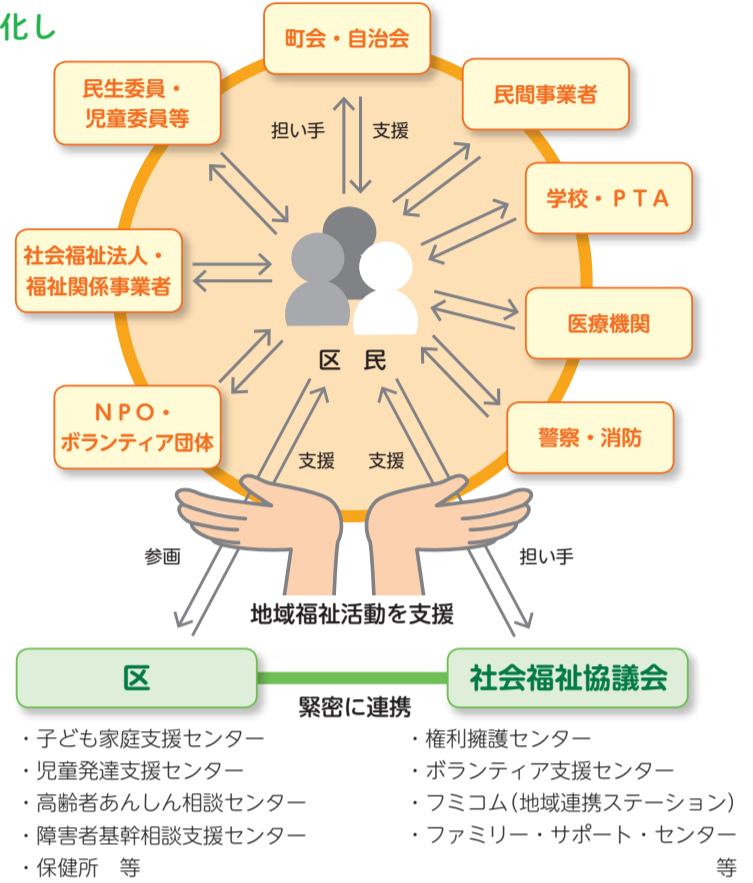
このような状況下、子育て支援施策の継続性とさらなる取組を推進するため、「子育て支援計画(次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画)」(令和2～6年度)を策定します。子どもたちに輝く未来をつなぐため、この計画に基づき、子どもの最善の利益を守るよう、文京区の特徴を反映した子育て支援施策を推進してまいります。

地域の連携と支え合いによる地域福祉保健の推進

区は、制度的に位置づけられた公的な福祉保健サービスを適切に提供するとともに、地域福祉の推進を担う社会福祉協議会と緊密に連携し、地域の主体的な活動への積極的な支援や様々な主体間の連携を図ることを通して、各主体と協働して地域ぐるみの支え合いを推進します。

[文京区地域福祉保健計画(平成30年度～32年度)総論より引用]

主体間の連携を強化し 地域ぐるみの支え合いを推進



「文京区版」地域包括ケアシステムの構築・地域共生社会の実現に向けて

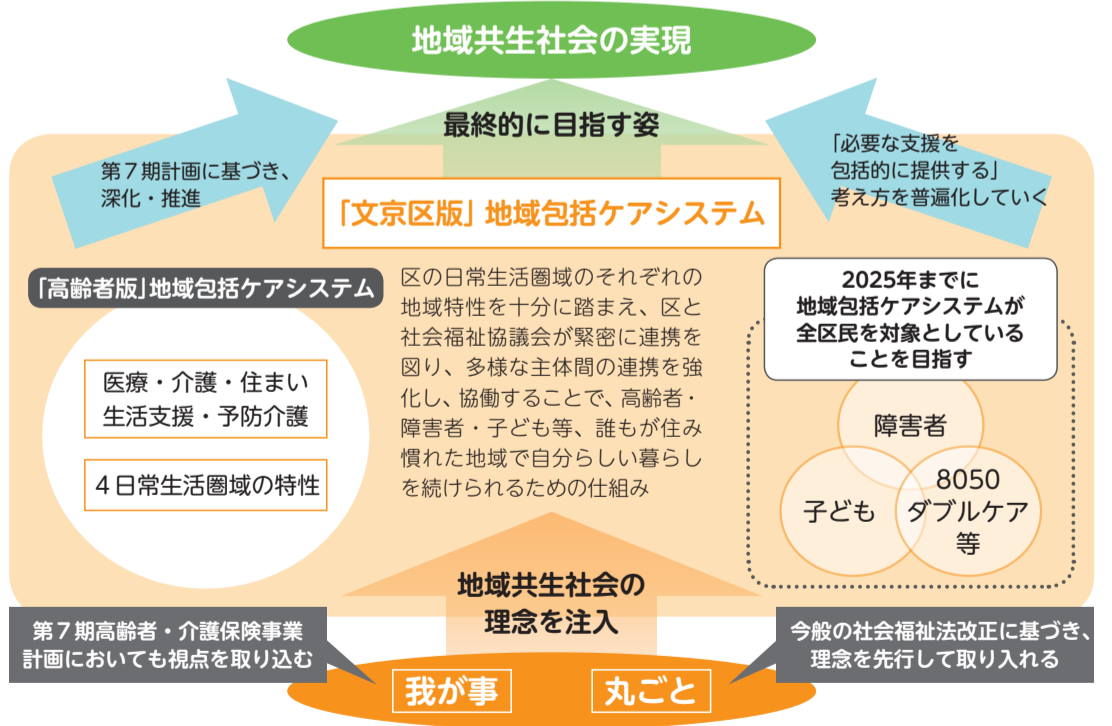
区では「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を障害者や子ども等への支援にも普遍化することを目指します。また、高齢の親と無職独身の50代の子が同居している世帯(いわゆる「8050」)、介護と育児に同時に直面する世帯(いわゆる「ダブルケア」)、ヤングケアラー¹など、課題が複合化している、高齢者に対する地域包括ケアシステムだけでは適切な解決策を講じることが難しいケースにも対応できる体制の整備を進め、「文京区版」地域包括ケアシステムの構築を目指します。

これらの取組について不断の努力をもって進めていき、最終的には、だれもが地域・暮らし・生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」²の実現を目指します。

[文京区地域福祉保健計画(平成30年度～32年度)総論より引用]

「子育て支援計画(中間のまとめ)」に対する意見

について



¹ヤングケアラー 家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと。

²地域共生社会 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

基本理念と基本目標

本計画では、地域福祉保健計画の総論で掲げた次の基本理念及び基本目標に基づいて子育て支援施策を推進していきます。

〔文京区地域福祉保健計画(平成30年度～32年度)総論より引用〕

基本理念

人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

自立の支援

だれもが、自分の意志に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

支え合い認め合う地域社会の実現

ノーマライゼーション³やソーシャルインクルージョン⁴の理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ダイバーシティ⁵を推進する地域社会の実現を目指します。

健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

協働による地域共生社会の実現

だれもが、地域の課題を把握し、解決するための活動に、当事者意識を持って、主体的に参画・協働し、分野を超えてつながる地域づくりを推進します。

男女平等参画の推進

一人ひとりが互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮していきいきと暮らせる地域社会を目指します。

基本目標

だれもが、
いきいきと自分らしく、
健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。

だれもが、
住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、
必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、
互いに支え合う地域社会を目指します。

だれもが、
地域、暮らし、生きがいをともに創り、
互いに高め合い、役割を持つことができる
地域社会を目指します。

³ノーマライゼーション(normalization) 障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、全ての人が地域で普通(ノーマル)の生活を送ることを当然とし、共に支えあって普通の生活ができる社会を創造すること。また、その考え方をいう。

⁴ソーシャルインクルージョン(social inclusion) 全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につながるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念をいう。

⁵ダイバーシティ(diversity & inclusion) 性別(性自認及び性的指向を含む)、人種、国籍、宗教、経歴、障害の有無など人それぞれの「違い」を「多様性」として認め合い、互いを尊重し、誰もが暮らしやすい社会の実現を目指す考え方をいう。

主な計画事業

1 子どもの健やかな成長の支援

- 妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援
- 子どもの健康増進
- 子どもの発達に寄り添った支援

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業) 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を対象に、母子の健康管理や子育てに関する情報提供を行うとともに、悩みや不安を聴き、適切なサービスに結び付けます。

児童発達支援センターの運営 児童発達支援センターにおいて、発達面や行動面に関する支援を必要とする子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うとともに、障害児通所支援を利用する児童の障害児支援利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行います。また、地域の障害児やその家族への相談支援、障害児が通う保育園・幼稚園等への援助・助言などの地域支援を行います。

2 より良い子育てを支える取組

- 保育所・幼稚園の充実
- 多様な保育ニーズへの対応
- 放課後の居場所づくり
- 子育て情報の提供
- 経済的負担の軽減
- 仕事と生活の調和に向けた取組

私立認可保育所等の開設を中心とした待機児童対策 増加する保育ニーズに対応するため、私立認可保育所等の整備を促進し、保育サービスの量的拡大を図ります。

病児・病後児保育 病中又は病気の回復期にあるお子さんを、家族の介護や勤務の都合等やむを得ない事由により、集団保育や家庭での保育をすることができないとき、区が委託する医療機関等で、保育を行います。

3 子どもの生きる力・豊かな心の育成

- 多様な教育ニーズへの対応
- 教育環境等の整備
- 家庭と地域の教育力向上
- 青少年健全育成

いのちの教育の推進 「いのちと人権を考える月間」(5月、12月)の実施を通して、自尊感情や自己肯定感を高めるとともに、自他の生命を尊重する心、人権を大切にすると心や態度を育てます。また、学識経験者、医師、看護師等による「いのちと心の授業」(乳幼児とのふれあいを含む)を年1回実施します。

学校施設の計画的な改築・改修等 子どもたちの良好な教育環境を確保するため、老朽化校舎の改築、計画的な施設の改修及び小学校の学級数増への対応を行います。

4 安心して育ち、子育てできる支援体制づくり

- 児童虐待防止対策の充実
- 児童相談所設置及び運営に向けた取組
- 組織横断的な相談体制の構築
- 子どもの貧困対策

児童虐待防止ネットワークの充実 要保護児童対策地域協議会の運営により、虐待などによる要保護児童等について、適切な保護・支援に必要な関係機関相互の情報共有及び状況把握に努め、連携を図ります。

子ども宅食プロジェクト事業 子どものいる生活困窮世帯(児童扶養手当・就学援助受給世帯等)のうち、希望する世帯に対し企業等から提供を受けた食品等を配送します。定期配送をきっかけに、こどもとその家族に必要な支援につなげ、地域や社会からの孤立を防いでいきます。

5 地域社会全体で子どもを育む体制の構築

- 地域との協働や地域活動の支援
- 子育て仲間作りの支援

ファミリー・サポート・センター事業 子育ての援助を受けたい区民と援助を行いたい区民が会員となり、地域の中で互いに助け合いながら子育てする相互援助活動を行います。

地域団体による地域子育て支援拠点事業 地域で子育てを支援している団体等による地域子育て支援拠点事業を実施し、子育てサポーター認定制度の認定を受けたサポーターの新たな活躍の場とするとともに、子どもや子育て家庭を支える地域との繋がりが生まれる仕組みづくりを進め、「顔の見える」相手との信頼関係のもとで、地域で安心して子育てができるよう支援します。

6 子どもを守る安全・安心なまちの環境整備

- 防災に関する取組
- 青少年のための地域環境の確保
- 安心して外出できる環境の整備
- 子どもの安全の確保
- 良好な居住環境の確保

安全・安心な公園づくり 区立公園や児童遊園での事故やトラブルを抑止し、安全・安心な環境を提供するために、防犯カメラを設置します。

犯罪の被害防止対策の推進 子どもが事件に遭遇した際、緊急に避難できる場所を確保するとともにその目印として子ども110番ステッカーを掲示します。

文京区の子どもの現状



引き続き増加の見通し

年少人口の推移と推計

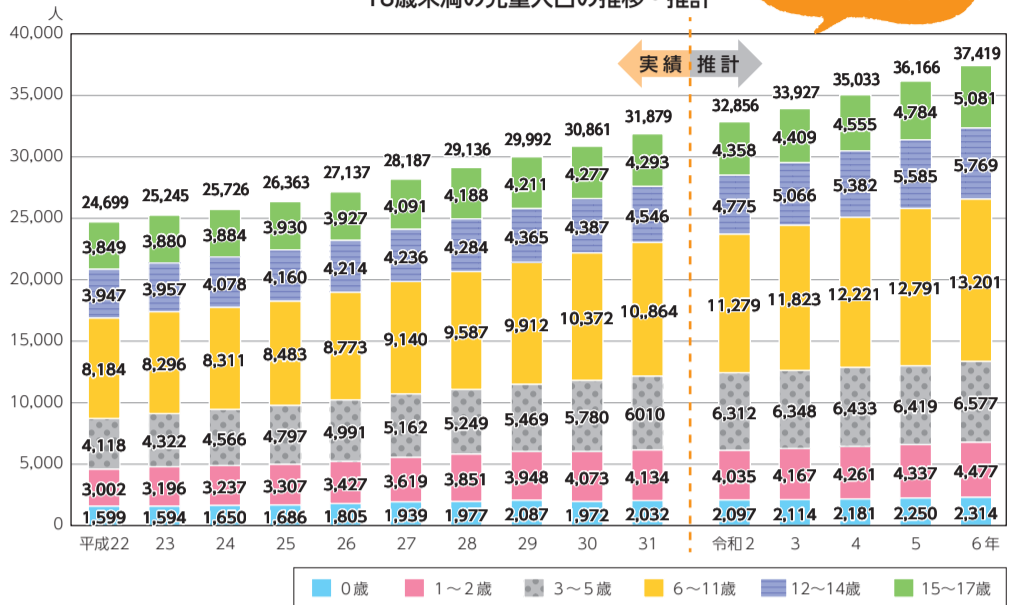
平成31年4月1日現在の18歳未満の児童人口は31,879人で、着実に増加しています。区では、次期計画の策定に当たり、計画期間である令和2年から6年までの人口推計を新たに行いました。それによると、令和6年には0歳から17歳までの人口は37,419人、0歳から5歳までの人口は13,368人となり、今後も増加傾向が続くものと見込まれます。

※右記の人口推計結果は、「子ども・子育て支援事業計画における量の見込み(ニーズ量)」を算定のため、「市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出等のための手引き」に基づき過去3年分の変化率を平均値とするコホート変化率法で推計したものです。(他の計画で使用する人口推計値と異なる場合があります。)

※「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行に伴い、施行日(平成24年7月9日)以降の数値に外国人住民を含む。

資料：住民基本台帳及び外国人登録原票(各年4月1日)

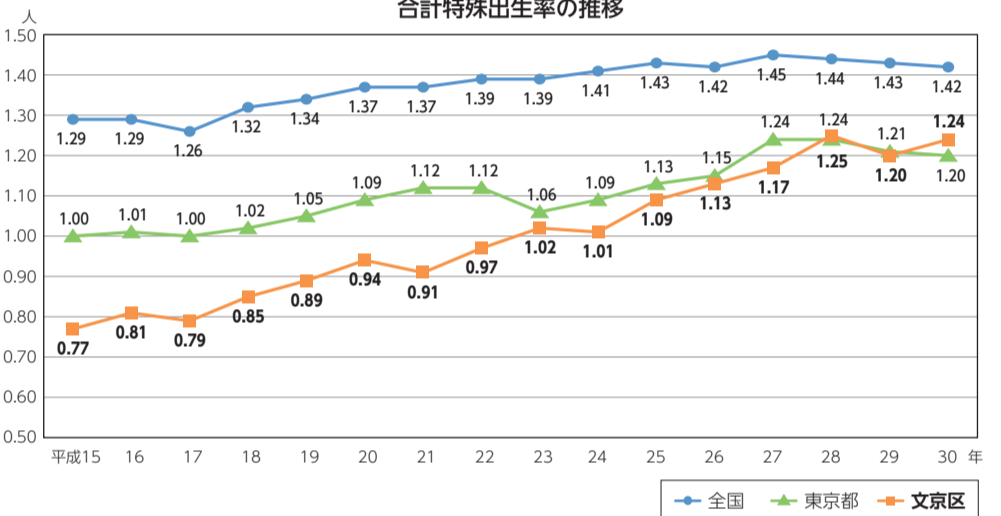
18歳未満の児童人口の推移・推計



合計特殊出生率の推移

わが国の合計特殊出生率は、平成17年以降、回復傾向を示したものの、平成25年度以降はほぼ横ばいに推移しており、平成30年は1.42となりました。文京区の合計特殊出生率は、全国と比較して低い数値で推移していますが、平成30年には東京都を上回り、1.24まで回復しています。

合計特殊出生率の推移



資料：ぶんきょうの保健衛生

子育て支援事業のニーズ量と確保方策

人口推計と「平成30年度子育て支援に関するニーズ調査」の結果を踏まえ、子育て支援事業の量の見込み(ニーズ量)を推計し、具体的な目標設定(確保方策)を次のように設定しました。

(単位：人)

	令和2年度		3年度		4年度		5年度		6年度		
	ニーズ量	確保方策	ニーズ量	確保方策	ニーズ量	確保方策	ニーズ量	確保方策	ニーズ量	確保方策	
幼児期の教育・保育	1号認定(教育希望・3歳以上)	2,169	2,560	2,198	2,560	2,194	2,560	2,248	2,545	2,303	2,545
	2号認定(保育必要・3歳以上・教育希望)	765	767	775	767	773	767	792	761	812	761
	2号認定(保育必要・3歳以上・教育以外)	3,093	3,953	3,134	4,210	3,127	4,472	3,204	4,531	3,283	4,531
	3号認定(保育必要・0歳)	818	792	844	873	871	951	896	942	929	942
	3号認定(保育必要・1~2歳)	2,773	2,825	2,835	3,044	2,886	3,257	2,979	3,192	3,069	3,192
子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	649	1,095	668	1,095	684	1,095	701	1,095	721	1,095	
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	526	593	555	642	575	695	603	752	614	814	
幼稚園における一時預かり	148,022	184,120	148,866	184,120	150,859	184,120	150,531	184,120	154,237	184,120	
幼稚園以外での一時預かり(キッズルーム・緊急一時保育・リフレッシュ一時保育等)	26,130	26,945	26,528	26,945	27,027	26,945	27,267	30,461	28,025	30,461	
延長保育事業(保育園における時間外保育)	1,598	1,272	1,624	1,412	1,651	1,562	1,661	1,712	1,707	1,712	
病児保育事業(病後児保育事業を含む)	2,985	2,556	3,076	3,923	3,154	3,923	3,228	3,923	3,293	3,923	
放課後児童健全育成事業(育成室)	1,831	1,862	1,940	1,942	2,011	2,022	2,118	2,120	2,114	2,120	

主な確保方策

- ▶ 私立認可保育所を中心とした施設整備及び延長保育事業の実施(令和2~6年度)
- ▶ 病児保育事業の新規開設(令和2年度予定1か所、令和3年度見込み1か所)
- ▶ 幼稚園以外での一時預かり(キッズルーム)の新規開設(令和5年度予定)
- ▶ 放課後児童健全育成事業(育成室)の整備(令和2~6年度9か所)